

## 議長・副議長・ 議会選出の監査委員の決定

5月13日に開かれた第二回市議会臨時会で、議長・副議長が決まりました。  
また、議会選出の監査委員も選出されました。

### 議長

京谷 精久さん（57歳）

住所 山中田町二丁目9の1

経歴 副議長、議会運営委員会委員長、総務文教常任委員会委員長などを歴任



### 副議長

吉年 千寿子さん（72歳）

住所 寺池台五丁目5の19

経歴 予算決算常任委員会委員長、総務文教常任委員会委員などを歴任



### 監査委員

西川 宏さん（47歳）

住所 若松町西一丁目

1886の3（205）

経歴 予算決算常任委員会委員、議会運営委員会委員などを歴任



## おとなのけんしん 実施中

本市では、国民健康保険に加入している40歳から74歳までの人を対象に、「特定健康診査」を実施しています。これはメタボリックシンドロームに着目し、高血圧や糖尿病、脂質異常症などの生活習慣病の発症や重症化を未然に防ぐための健診です。

新型コロナウイルス感染症は高齢者や肥満、高血圧・糖尿病などの基礎疾患がある場合に重症化しやすいことが知られています。

この機会に特定健康診査を受けて、肥満や生活習慣病の予防や対策をしましょう。通院中の人も健診を受けられますので、ぜひ年に一度、特定健康診査を受診し日々の健康づくりにお役立てください。

※実施医療機関など詳しくは、4月中旬に送付した緑色の封筒の「特定健康診査のご案内けんしんに行こう」をご覧ください。

※特定健康診査を受けていただくために、コールセンターから電話でご案内する場合があります。

※75歳以上の人は、4月中旬に府後期高齢者医療広域連合より受診券が送付されています。

※国民健康保険加入者は保険年金課（内線155）、後期高齢者医療制度加入者は福祉医療課（内線158、159）

## 6月4日～10日は歯と口の健康週間

成人期以降に歯を失う主な原因である歯周病は、歯の周りの組織や骨に炎症が起こる病気で、虫歯に比べて痛みなど自覚症状が出にくいのが特徴です。



特に、妊娠中はつわりなどの影響もあり、口の中の衛生状態が悪くなりがちです。これに加え妊娠中は、女性ホルモンが増加することにより、歯肉炎を引き起こしやすく、進行も早くなります。歯周病は早産などの原因になることがあります。

本市では下記の無料の歯科健診を実施していますので、ぜひ受診してください。

※健診自体は無料ですが、治療が必要な場合、治療に伴う費用がかかります。

### ●成人歯科健診

**対象者** 満40・50・60・70歳の人（各年齢で1回）

**内容** 問診、歯科健康診査、歯科保健指導

**持ち物** 健康保険証

### ●妊婦歯科健康診査

**対象者** 受診日に、妊娠中の人

**内容** 問診、歯科健康診査、歯科保健指導

**持ち物** 妊婦歯科健康診査受診券（妊産婦健康診査受診券つづりの中にあります）、母子健康手帳、健康保険証などの住所を確認できるもの

**申し込み** いずれも実施医療機関へ

※実施医療機関については「令和3年度保健事業案内」をご覧ください。

固保健センター ☎(28)5520

# 富田林市の 福祉医療費助成制度が変わります

10月から

## 子ども医療費の助成対象年齢を **18歳** まで拡大

10月1日診療分から、対象年齢をこれまでの15歳から、18歳に達した日以降の最初の3月31日まで拡大します。

府内の医療機関で受診する際に、健康保険証と「子ども医療証」を提示することで、以下の一部自己負担額で受診できます。

**一部自己負担額** 1つの医療機関で入院・通院とも1日あたり500円（一カ月につき2日まで）、3日目以降は無料

※院外処方による薬局での自己負担はありません。  
※ひとり親家庭医療や生活保護の受給者は、引き続き公費で医療費が給付されるので、対象外です。

対象者	手続き
●平成17年4月2日以降生まれの人で、すでに本市の子ども医療証を持っている人	申請不要(9月に新しい医療証を送付します)
●平成15年4月2日～平成17年4月1日生まれの人 ●令和3年4月1日以降に転入し、助成の対象となる人(被保険者証情報の確認が必要な人)	6月初旬に申請書、健康保険確認書を送付しますので、7月9日(金)までに提出してください(9月に10月から使用できる医療証を送付します)。

## 重度障がい者医療、子ども医療、ひとり親家庭医療の入院時の食事代の助成を見直し

以下の制度における入院時食事療養費の給付が廃止になります。

●重度障がい者医療費助成制度（令和3年4月より廃止）

※3月末までに資格認定され、4月以降も継続して資格がある場合は、令和4年3月診療まで引き続き助成します。

●子ども医療費助成制度、ひとり親家庭医療費助成制度（令和4年4月より廃止）

## 重度障がい者医療費の助成制度に所得制限を導入

11月1日(月)から下表の所得制限が適用されます。

扶養人数	所得制限額
0人	472万1000円以下
1人	510万1000円以下
2人	548万1000円以下
3人以上	1人増すごとに扶養人数2人の額に38万円を加算した額

※所得制限額は、大阪府の障がい基礎年金の全部支給停止基準を準用しています。

※令和3年10月31日(日)までに資格取得している対象者は、令和4年3月診療分まで助成対象になります。

※1月～6月に新たに適用を受ける人は、前々年中の所得、7～12月に新たに適用を受ける人は前年中の所得で判断します。

☎福祉医療課（内線 163、164）

## 地場産品を使った商品の企画・開発を支援します

農産物および加工品の魅力を市内外にPRするため、本市特有の農産物を活用した新商品の開発を行う市内団体や、本市の農業者と連携して新商品の加工および販売を行う市内団体を対象に、「富田林市商品開発支援事業補助金」を創設しました。対象や条件など詳しくは、お問い合わせください。

**補助金額** 1団体あたり上限45万円

**申し込み** 6月1日(火)～7月30日(金)に、農とみどり推進課(内線443)へ

## 認可保育施設用地としての活用を希望する土地の情報を募集します

本市では、認可保育施設用地としての活用を希望する土地情報を募集しています。集約した土地情報は、認可保育施設の設置や運営を希望する事業者を提供します。

### 応募条件

- ・市内に土地を所有し、事業者に土地を譲渡または貸与することができる個人または法人
- ・市税などの滞納がない個人または法人

※土地の条件や応募方法など詳しくは、お問い合わせください。

※募集要項は、こども未来室で配布、または市ウェブサイト(こども未来室のページ)からダウンロードもできます。

圃こども未来室(内線291)

## 文化事業助成金の申請期間を延長します

市の文化振興を図るために実施する文化事業への助成金交付のための申請期間を6月30日(火)まで延長します。詳しくは、市ウェブサイト(生涯学習課のページ)をご覧ください。

圃生涯学習課【☎(26)8056】

## 食品営業許可制度が変わります

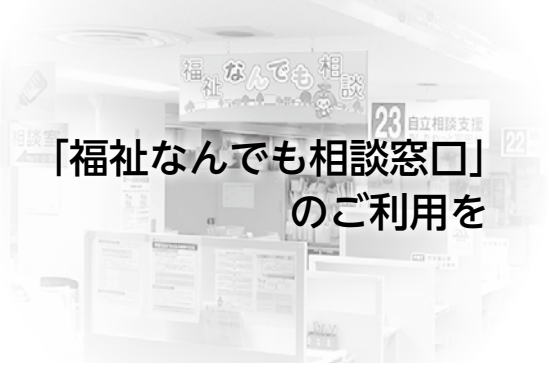
6月1日(火)より、食品衛生法の改正に伴い、現在の営業許可制度が見直されるとともに、新たな営業届出制度が創設されました。

詳しくは、府ホームページ(右図のQRコード)をご覧ください。

圃富田林保健所【☎(23)2682】



同窓口では、介護や子育て、経済的な困窮などさまざまな相談内容に応じて、市役所の各部署や専門機関などと横断



## 「福祉なんでも相談窓口」のご利用を

的に連携し、相談者に寄り添い奔走しながら支援する体制をめざして取り組んでいます。「どこに相談したらいいかわからない」というときは同窓口にご相談ください。

### 福祉なんでも相談窓口

**とき** 月～金曜日(祝日は除く)、午前9時～午後5時30分  
**ところ** 市役所2階増進型地域福祉課(23番窓口)  
※電話(内線273、274)での相談も受け付け。  
**圃増進型地域福祉課(内線297)**

## 電話予約により、夜間や土曜日でも住民票などを発行しています

市役所業務時間内(祝日、年末年始を除く月～金曜日の午前9時～午後5時30分)に電話で予約いただくと、夜間(午後10時まで)や土曜日などの閉庁日でも①住民票、②市・府民税証明書、③印鑑登録証明書を市役所地下直直室で受け取ることができます。  
※①②は、本人または同居の家族からの申請に限ります。受け取りの際には、運転免許証や健康保険証など本人確認

ができるものを必ず持参してください。  
※③は予約時に印鑑登録証の番号などをお聞きます。受け取りの際には、必ず印鑑登録証を持参してください。  
※手数料は、いずれも1件300円です。釣り銭が要らないように、準備をお願いします。  
**圃①③は市民窓口課(内線131、132)、②は課税課(内線111、112)**

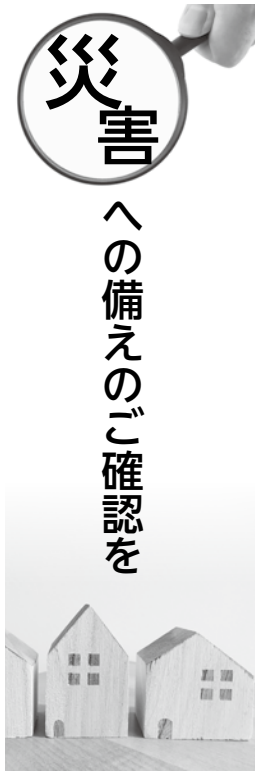
## マイナンバーカードの日曜交付

マイナンバーカードを交付する休日窓口を次の日程で開設します。申請者本人がお越しください。

**とき** 6月6日(日)、13日(日)、7月4日(日)、午前9時～午後3時 **ところ** 市役所1階市民窓口課

※持ち物など詳しくは、お問い合わせください。

圃市民窓口課(内線131、132)



## 災害への備えのご確認を

### 地域防災マップの作成を支援します

地域の皆さんが調査した町会（自治会）などの地域内の危険箇所や近隣の待避場所などの情報を地図に記入してもらい、それをもとに地域防災マップを作成します。作成したマップは世帯数分印刷し、データとともに皆さんにお渡しします。

### 補助対象団体 町会（自治会）、または町会（自治会）などを

含む複数の団体で構成する連合体

※規模の小さい町会（自治会）については、隣接町会（自治会）と合同での作成をご検討ください。

※過去にこの補助を受けて防災マップを作成したことのある団体は対象外です。

**申し込み** 6月7日（月）～7月16日（金）に、危機管理室（内線

9503）へ

※8月に作成支援説明会を開催します。地域防災マップの完成は令和4年3月ごろを予定しています。

### 地域防災訓練補助金の活用を

災害時にはほとんどの市立小学校が指定避難所となっております。本市では地域防災力の強化を支援するため、小学校区単位で実施する防災訓練に對して補助金を交付しています。この補助金を活用し、地域ぐるみで災害時の対応を身に付けましょう。

**補助対象事業** 小学校区単位で実施する避難訓練、消火訓練、救急救助訓練などの防災訓練

**補助対象団体** 1小学校区内の複数の町会（自治会）による連合体、または町会（自治会）を含む複数の団体で構成

する連合体

**補助金額** 10万円を限度に1団体につき年1回

**申し込み** 危機管理室（内線9503）へ

※交付には、所定の手続きが必要となりますので、必ず事前にお問い合わせください。

### 住宅の耐震診断・耐震改修・除却工事補助制度

**補助対象** 昭和56年5月31日以前に建てられた住宅

#### 補助額

■除却工事補助（木造住宅に限る） Ⅱ 上限20万円

■耐震診断補助（木造住宅の場合） Ⅱ 診断費用のおおむね

ね9割の額（上限5万円）

※一般的な住宅では自己負担約5000円で耐震診断を受けることができます。木造住宅以外はご相談ください。

■耐震改修補助（木造住宅に限る） Ⅱ 工事費用の3分の1の額（上限100万円）

※いずれの補助も工事等契約前に補助申請をしてください。

※受け付けは12月末までの予定です。ただし、予算がなくなり次第終了します。

※その他条件がありますので、詳しくはお問い合わせください。

■住宅政策課（内線438）

### ストップ水難事故

海や川などの水辺に近づく機会が増えるシーズンとなりました。

自然にふれるのは楽しみがある反面、危険も数多くあります。天気の急変による急激な増水や川の急な深みなどの危険性を十分に認識し、ルールやマナーを守って、水辺での時間を過ごしましょう。

■市消防本部 ☎ (23)0119

### 6月は土砂災害防止月間

近年、異常な集中豪雨により、土石流や崖崩れなどの土砂災害が発生し、全国各地で大きな被害が出ています。土砂災害が発生しやすい長雨の季節を迎え、土砂災害に対する備えや避難場所などを、この機会に再確認しておきましょう。

土砂災害は、雨によって引き起こされることが多いので、雨の量や周りの現象に十分注意してください。

■園農とみどり推進課（内線423）

### 普通救命講習Ⅱを実施しています

市消防本部では、応急手当や心配蘇生法に関する正しい知識と技術を学べる普通救命講習Ⅱを定期的に実施しています。開催日時や申し込み方法など詳しくは、市ウェブサイト（消防本部のページ）をご覧ください。

■園警備救急課 ☎ (23)0119

### 6月6日～12日は危険物安全週間

ガソリン、灯油などの燃料をはじめ、塗料などは、火災や爆発の危険性が高く、取り扱いを誤ると、多くの生命や財産を一瞬にして奪ってしまいます。

危険物への理解を深めるとともに、取り扱いには十分注意してください。

■市消防本部予防課 ☎ (23)1124

## 「太陽光発電システム」 「家庭用燃料電池」の 設置費を補助します



力需給契約を締結した人。

### ■太陽光発電システム

**補助対象** 住宅の屋根などへの設置に適した逆潮流ありで連携し、太陽電池の最大出力が10キロワット未満のシステム（未使用品に限る）

### 対象者など

- ①自らが所有または居住する市内の住宅（集合住宅を除く）を対象システムを設置した人
  - ②市内に、対象システム付き住宅を購入した人
  - ③自らが所有し、事業の用に供している市内の建築物を、災害時に緊急的な一時避難所として利用することについて本市と協定を締結し、当該建築物を対象システムを新設する人
- ※いずれも市税の滞納がなく、令和3年4月1日から令和4年3月31日(木)までに対象システムを設置し、電力会社と電

**補助件数** 45件程度

**補助金額** 対象システムの最大出力1キロワットにつき1万5000円で、上限4万5000円（3キロワット）まで

### ■家庭用燃料電池

**補助対象**（一社）燃料電池普及促進協会が家庭用燃料電池システムとして指定している機器（未使用品に限る）

### 対象者など

- 自らが所有または居住する市内の住宅（集合住宅を除く）を対象設備を設置した人または設置しようとする人
- 市内に、対象設備付き住宅を購入した人または購入しようとする人
- ※いずれも市税の滞納がなく、対象設備を取得した日（対象システムの設置費にかかる領収書または支払いを証明する

書類の発行日）が補助金の交付申請日前1年以内のものであること。

**補助件数** 90件程度

**補助金額** 5万円

### ■申し込み

いずれも6月7日(月)～令和4年3月31日(木)（土・日曜日、祝日、年末年始を除く午前9時～午後5時30分）に、申込用紙に必要事項を記入し、必要書類を添付して環境衛生課（内線139、171）へ持参※申し込みは1人につき1申請とします。

※予算の範囲を超えた場合は、申し込みを締め切ります。

※いずれも過去にこの補助を受けたことのない人および住宅に限りません。

※郵送での受け付けはできません。

※申込用紙および申込要領は6月7日(月)～、環境衛生課で配布、または市ウェブサイト（環境衛生課のページ）からダウンロードもできます。

## 富田林霊園の使用者募集

同霊園の追加空き区画の使用者を募集します。

**募集区画** 下表のとおり

タイプ	広さ (㎡)	募集区画	永代使用料 (角地以外)	維持費 (10年分)
A	2	15区画	86万円	4万円
B	3	16区画	129万円	6万円
C	4	15区画	172万円	8万円
D	6	1区画	258万円	12万円

**現地見学** 6月1日(火)～19日(土)、午前9時30分～午後4時（当日直接、同霊園へ）

**申し込み** 6月20日(日)、午前9時～9時30分に、市役所地下904会議室へ（申し込み多数の場合抽選）  
※なお、抽選終了後の空き区画の受け付けは21日(月)、午前9時～、環境衛生課で順次受け付けます。  
☎環境衛生課（内線147、149）

## 公用車に掲載する広告を募集します

**広告期間** 8月1日(日)～令和4年3月31日(木)

**広告料(月額)** 後席ドア(両側)2枚(50センチ×50センチ)＝3300円、荷室ドア1枚(30センチ×50センチ)＝1100円

**申し込み** 6月7日(月)～28日(月)に申込書に必要事項を記入し、必要書類を添えて行政管理課（内線327、338）へ（申し込み先着順）  
※必要書類など詳しくは、市ウェブサイト（行政管理課のページ）をご覧ください。

## 太陽光パネル・蓄電池を共同購入しませんか

府では、7月19日(月)まで、太陽光パネルと蓄電池をお得に購入する共同購入の参加者を募集しています。



☎みんなのおうちに太陽光事務局【☎0120(758)300】（携帯電話からは【☎0570(075)300】、いずれも土・日曜日を除く、午前10時～午後6時）



## 6月は環境月間です

本市では、地球温暖化防止対策の一環として、アイドリ  
ング・ストップなど経済運  
転の徹底や、ハイブリッド車な  
どの低公害車や電動自転車  
を導入するなどの取り組みを進  
めています。

市民の皆さんもマイカーの  
使用にあたっては、「アイドリ  
ング・ストップ」「毎月20日は  
ノーマイカーデー」の取り組  
みにご協力をお願いします。  
環境衛生課（内線139、  
171）

## 本市の節電への取り組み

本市では、日頃から市役所  
の省エネ対策として、消灯の  
励行や冷暖房温度の適正管理  
に努めています。

職員の服装については、今  
年も5月1日から10月31日ま

## 環境について 考えよう

でノーネクタイなどのエコス  
タイル運動を実施しています。

また、電力需要がピークを  
迎える夏場を中心とする期間  
（6月1日(火)～10月31日(日)）に  
おいて、節電対策に取り組ん  
でいます。本市が、引き続き  
実施する主な節電対策は次の  
とおりです。

- 冷房の運転は月々金曜日  
午前8時45分～午後5時30分
- 市役所庁舎エレベーター2  
基の稼働制限（午後6時～翌日  
午前8時45分までは原則停止）
- 消防本部消防署のエレベ  
ーター1基を終日停止
- 金剛連絡所エレベーターの  
稼働制限
- 職員のエレベーター使用自粛
- 昼休み時、事務室の消灯徹  
底（来客時は除く）
- 業務に支障のない範囲で事  
務室や廊下などの照明を消灯、  
退庁時の消灯徹底

■毎週水・金曜日のノー残業  
デーの実施

■長時間不在時のパソコンや  
プリンターなどの電源を切る  
市役所その他、公共施設におい  
ても節電対策に取り組んでい  
ますので、市民の皆さんのご  
理解とご協力をお願いします。  
環境衛生課（内線139、  
171）

## 生ごみの出し方

暑くなってくると水分を多  
く含む生ごみがたくさん出て  
きます。

生ごみは気温や湿度が高く  
なってくると腐敗が進み悪臭  
を發します。生ごみを捨て  
る時は、三角コーナー用の水  
切りネットなどを利用し、水  
分を十分に切ってから出すよ  
うご協力をお願いします。  
環境衛生課（内線144、  
146）

## 光化学スモッグにご注意を

光化学スモッグとは、大気  
中の窒素酸化物や炭化水素が  
太陽光線中の紫外線のもとで  
反応（光化学反応）したとき  
二次的に新たな汚染物質（光

化学反応生成物質）が生成さ  
れることをいいます。

「目がチカチカする」「喉が  
痛い」などの刺激を感じた人  
は洗顔やうがいをし、富田林  
保健所 ☎ (23)2681へ連  
絡してください。

光化学スモッグは、晴天で  
日差しが強くて気温が高く、  
風の弱い日で金剛山がいつも  
より見えにくく、もやのかか  
ったような日に発生しやす  
なっています。

光化学スモッグ予報や注意  
報が発令されると、予報の場  
合「緑色」の旗を、注意報の

場合「黄色」の旗を公共施設  
などに掲示しています。

光化学スモッグ予報や注意  
報が発令された場合、できる  
だけ屋外での運動などを避け  
て、屋内に入ってください。

なお、府大気汚染常時監  
視のホームページ [http://  
taiki.kankyo.pref.osaka.jp/  
taikanshi/index.html] で  
も光化学スモッグ情報を確認  
できます。また、登録すると  
メール配信サービスも利用で  
きますのでご利用ください。  
環境衛生課（内線139、  
171）

## 土木工事などのときは 埋蔵文化財包蔵地の確認を

本市には、石川の流域を中心に、多くの遺跡が  
分布しています。令和3年4月現在でその数は  
167カ所となっています。文化財保護法では、埋  
蔵文化財包蔵地（遺跡＝住居跡や土器などが埋  
まっている土地）で土木工事などをするときは、  
工事着手の60日前までに、市を通じて府教育委  
員会に届け出て指示を受けることが義務付けら  
れています。

発掘調査が必要な場合、届け出から調査完了ま  
では日数がかかりますので、できるだけ早く文化  
財課で埋蔵文化財の包蔵地内であるかどうかを  
確認し、必要な手続きをしてください。なお、ファ  
クスでの位置確認もしています。

☎文化財課 [(内線432)・FAX (25)9037]

## 町会（自治会）にご加入を

地域住民がさまざまな活動を通じてお互いを理解し、明るく住みよいまちづくりを進めていくことを目的に、地域において町会（自治会）が組織されています。

町会（自治会）では、地域の集会所、防犯灯、ごみ置き場などの維持管理や、地域美化、交通安全、防犯、防災などさまざまな問題に取り組ん

でいます。

できるだけ多くの皆さんに町会（自治会）活動についてご理解をいただき、町会（自治会）への加入をお願いします。

※詳しくは、市ウェブサイト（人権・市民協働課のページ）をご覧ください。

469）  
町会（自治会）への加入をお願いします。

## 自転車の放置はやめましょう

道路上に自転車などを放置すると、歩行者の通行の妨げになり大変危険です。また、まちの景観も損なわれます。人の迷惑にならない

よう、道路上に自転車やミニバイクなどを放置しないようにしましょう。

### ■自転車等放置禁止区域

本市では、各駅周辺の道路に「自転車等放置禁止区域」を指定し、区域内に放置されている自転車やミニバイクを保管所へ撤去・移送していただきます。

撤去された自転車やミニバイクなどは、「第1自転車等保管所」（若松町東一丁目6の27）（☎263233）で返還していますが、返還時に自転車は1台1500円、ミニバイクは1台2000円の移送・保管費用を徴収しています。

駅周辺に自転車などを駐車する場合は、有料自転車駐車をご利用ください。一部の自転車駐車場には、高校生以下の学生を対象とした学割料金も設定しています。

### ■放置自転車を見つけたら

公共の道路上に長期間放置されている自転車を見つけたら、移動させず、まずは警察署または道路交通課までお問い合わせください。

道路交通課（内線416）

## 地域福祉計画策定に関するアンケート調査にご協力を

本市では、「第4期富田林市地域福祉計画」を策定するため、市民の地域福祉に関する意識などを把握することを目的に、「増進型地域福祉づくり」に関するアンケート調査を実施します。

5月28日（金）より、無作為に抽出された市内在住の2000人を対象に調査票を送付していますので、届いた場合は、ご協力をお願いします。

増進型地域福祉課（内線276）

## 経済センサス活動調査にご協力を

同調査は、事業所および企業の経済活動の状況を明らかにするために実施するものです。5月下旬から、調査員が調査票を持って訪問しますので、調査へのご協力をお願いします。

総務課（内線331）

## SNSなどを利用した情報発信をしています

本市では、FacebookやLINEなどのSNSを利用した情報発信をしています。

毎月、広報とんだばやしの表紙下段に、各SNSなどのQRコードを掲載していますので、ぜひご利用ください。

また、本市では、市ウェブサイトの他、LINEからも新型コロナワクチン接種の予約ができますが、ご利用には本市のLINE公式アカウントとの友だち登録が必要になります。

登録方法については、下記を参考にしてください。

### LINEの登録方法

お持ちのスマートフォンなどのLINEアプリを起動し、以下のいずれかの方法で友だち登録してください。

・「検索」をタップしてID検索で「@tondabayashi」を検索し、「友だちに追加」ボタンを押す（右図参照）

・右図のQRコードを読み込む



※画像はイメージです。



閩都市魅力課（内線326）

## 6月23日～29日は男女共同参画週間 ～8日(火)に女性のための特設電話相談を実施～

男女が互いに人権を尊重し、喜びや責任を分かち合い、性別に関わりなくその個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現に向けて皆さんの理解を深めるため、「男女共同参画週間」が定められています。今年のテーマは「女だから、男だから、ではなく、私だから、の時代へ。」です。

本市では、この週間に合わせて「女性のための電話相談」を実施したり、男女共同参画に関する資料を人権・市民協働課、男女共同参画センターウィズ（すばるホール内）で無料配布したりします。また、中央・金剛図書館でも男女共同参画に関する本などを集めた特設コーナーを設置しますので、ぜひご利用ください。

**女性のための特設電話相談**  
配偶者や恋人、家族、職場の人との人間関係、身体や性に関する事、自分自身の生き方など、さまざまな不安や悩みについて、女性相談員がお聴きします。匿名で相談できます。この機会にぜひお電話ください。  
**電話番号** ☎(23)0567  
**とき** 6月8日(火)、午前10時～午後8時  
**場所** 人権・市民協働課（内線472）

## ご利用ください！ 男女共同参画活動助成金

本市では、市民の皆さんが男女共同参画に関わる研修会などに個人で参加する場合、またはグループで男女共同参

画に関わる講座などの企画や学習、出版などの自主活動をする場合に、その経費の一部を助成しています。  
令和3年度中に実施する研修会や事業などが対象で、申請には研修会への受講予定表や事業計画書などを事前に提出していただく必要があります。

申し込み方法など詳しくは、お問い合わせください。  
人権・市民協働課（内線474）へ

## 性暴力に関する SNS 相談 [Cure Time]

性的なことをされて、嫌だったこと、つらいこと、一人で抱えていませんか。年齢、性別、セクシュアリティを問わず、匿名で相談を受け付けます。

**相談方法** 毎週月・水・土曜日、午後5時～9時に、Cure Time ウェブサイト [https://curetime.jp/] へ  
※電話での相談は、全国共通短縮番号 [#8891] へ。

## 女性のための SNS 相談

府では、女性のための SNS 相談を4月より実施しています。女性相談員が寄り添いながらサポートしますので、お気軽にご相談ください。

**相談方法** 第2・3火曜日、正午～午後8時、第1・4土曜日、午前10時～午後6時、府ホームページ [https://www.pref.osaka.lg.jp/danjo/soudan-link/sns.html] へ

※6月29日(火)、8月31日(火)も実施します。

## 6月は「就職差別撤廃月間」 ～しない させない 就職差別～

就職の面接で、家族の出身地や職業、思想、信条などについて質問することは、本人に責任のない事項や本来自由であるべき事項で応募者を判断することになるため、就職差別につながる恐れがあります。就職の機会均等を保障することの大切さについて、皆様のご理解をお願いします。

### ●就職差別110番

電話またはEメールで、採用面接時などの差別についての相談を受け付けるとともに、関係機関の紹介などをします。

**とき** 6月1日(火)～30日(水)（土・日曜日を除く）、午前10時～午後6時に、府雇用推進室 ☎06(6210)9518・Eメール rodokankyo-g03@sbox.pref.osaka.lg.jp へ ※Eメールでの相談は、6月中随時受け付けています。

## 令和4年度使用教科書展示会

令和4年度に使用する小・中学校の教科書について、教育関係者だけでなく、広く市民の皆さんに向けて、理解を深めていただく場として教科書展示会を実施します。

**とき** 6月12日(土)～27日(日)（休館日は除く）

**ところ** 中央図書館  
図教育指導室（内線361）



令和3年度10月採用

市職員採用資格試験

●第1次試験日 6月27日(日)  
 ●試験会場 市消防本部(甲田一丁目7の1)  
 ●実施要綱などの交付 5月28日(金)～6月16日(水)(土・日曜日を除く、午前9時～午後5時30分)に人事課、金剛連  
 絡所で交付します。市ウェブサイト(人事課のページ)からダウンロードもできます。  
 ●申し込み 6月1日(火)～16日(水)(土・日曜日を除く、午前9時～午後5時30分)までに、人事課へ提出(郵送可。6月

試験職種	受験資格		採用人数
上級(障がい者)(※1)	平成4年4月2日以降に生まれた人	大学(短期大学を除く)を卒業した人	1人程度
初級(障がい者)(※1)	平成8年4月2日～平成15年4月1日に生まれた人	高等学校卒業程度の学力を有する人(ただし、上級の受験資格を有する人および高等学校など在学习中の人は除く)	1人程度
上級(※2)	平成4年4月2日以降に生まれた人	大学(短期大学を除く)を卒業した人	5人程度
社会福祉士(※2)	昭和61年4月2日以降に生まれた人	大学(短期大学を除く)を卒業した人で、社会福祉士資格を取得済みの人	1人程度
司書(※2)	平成4年4月2日以降に生まれた人	大学(短期大学を除く)を卒業した人で、司書資格を取得済みの人	1人程度
IT資格者(※2)	昭和61年4月2日以降に生まれた人	大学(短期大学を除く)を卒業した人で、情報技術に関する基本的な知識・技能を有し、情報処理技術者試験(※3)のいずれかに合格した人	1人程度
文化財発掘経験者(※2)	昭和56年4月2日以降に生まれた人	大学(短期大学を除く)、もしくは大学院の専門課程において、考古学、歴史学、文化財学その他これらに類する学科などの過程を履修し卒業した人、または、発掘業務に3年以上従事(※4)したことがある人	1人程度

- ※1 申込時点で、身体障がい者手帳、療育手帳、精神障がい者保健福祉手帳のいずれかの手帳の交付を受けている人。
- ※2 普通自動車運転免許を取得済みであるか、9月30日(木)までに取得見込みの人。
- ※3 情報処理技術者試験とは、(独法)情報処理推進機構が現行実施する基本情報技術者試験、応用情報技術者試験、ITストラテジスト試験、システムアーキテクト試験、プロジェクトマネージャ試験、ネットワークスペシャリスト試験、データベーススペシャリスト試験、エンベデッドシステムスペシャリスト試験、ITサービスマネージャ試験、情報処理安全確保支援士試験、システム監査技術者試験をいいます。
- ※4 5月31日(月)までに民間企業などにおいて就業規則などで定められた所定労働時間が週30時間以上の勤務を3年以上継続し、その間に発掘業務に従事したものが該当します(勤務時間に時間外勤務は該当しません)。

14日(月)までの消印有効)  
 ※詳しくは、実施要綱または市ウェブサイトをご覧ください。  
 ※いずれの職種においても性別は問いません。また、日本国籍を有しない人も受験できますが、従事できる職務に制限があります。  
 〇人事課(内線322、551)

市表彰候補者「善行賞」の推薦を

毎年11月に、市表彰式を行っています。地域において永年(おおむね10年以上)にわたるとともに、日常的に行われていること(にわたり、善行美徳の行為があり、他の市民

Pick Up!



4月30日、大阪いずみ市民生活協同組合と包括連携協定をオンラインにて締結しました。今後、買い物支援や高齢者、障がい者などの地域住民の見守り支援に取り組む予定です。

の模範となる個人または団体がある場合は、地域の町総代または、人権・市民協働課まで、ご推薦ください(他薦のみに限ります)。  
**推薦方法** 6月30日(水)(必着)までに、人権・市民協働課に備え付けの様式に、住所、氏名(団体名)、活動内容、あなたの住所、氏名、電話番号を記入して同課へ持参  
 ※様式は、市ウェブサイト(人権・市民協働課のページ)からダウンロードもできます。  
 〇人権・市民協働課(内線469、470)